

(別紙様式1)

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 熊本県
農業委員会名： 玉東町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成28年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	409	農業就業者数	637	認定農業者	110
自給的農家数	94	女性	301	基本構想水準到達者	-
販売農家数	315	40代以下	37	認定新規就農者	2
主業農家数	132	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	6
準主業農家数	61			集落営農経営	1
副業的農家数	122			特定農業団体	0
				集落営農組織	1

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	198	594			792	
経営耕地面積	124	438	35	403	562	
遊休農地面積	13.6	57.5			71.1	
農地台帳面積	205	860			1,065	

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 31 年 3 月 31 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	11	11			
認定農業者	-	9			
認定農業者に準ずる者	-	0			
女性	-	2			
40代以下	-	0			
中立委員	-	1			

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成28年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,065ha	115ha	10.79%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加や農地分散化等が農地確保・有効利用を図る上での課題。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	30ha	(うち新規集積面積	2 ha)
	目標設定の考え方:産業振興課設定数値			
活動計画	6月～8月 農地利用集積に向けた掘り起し活動 9月 農地あっせん台帳の整備 10月～11月 担い手への農地利用集積に向けたあっせん活動			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	25年度新規参入者数	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数
	0経営体	2経営体	0経営体
	25年度新規参入者が取得した農地面積	26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	2.4ha	0ha
課 題	既存の認定農業者も高齢化や後継者不足により減少傾向にあり、就農意欲がある若手が少ない。また、農業経営を開始する際の農地の確保や営農技術の習得等が課題とされ、新規就農者を含めた農業者の育成確保が急務である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成28年度の目標及び活動計画

参入目標数	2経営体	参入目標面積	1ha
活動計画	新規参入者への情報提供と営農指導等の相談を関係機関と連携し新規就農者等の育成・確保に努める。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成28年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,065ha	71.1ha	6.67%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 7ha		
	目標設定の考え方:農業委員会設定面積		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	22人	5月～8月	9月～11月
	調査方法	(5月～6月)町内全域を調査区域とし、農地利用最適化推進委員が巡視調査を実施し現状を確認する。 (7月～8月)農業委員と農地利用最適化推進委員双方で遊休農地・違反転用の調査を含めた農地パトロールを実施する。 (9月～10月)調査結果を農業委員会と産業振興課で情報を共有し、その活用を図る。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	12月～1月	2月～3月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成28年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,065ha	1ha
課 題	農地所有者自らの農地を無許可で転用することが違反であることが浸透していないことや山間部において農地パトロールの際でも目が行き届いていないこともあり、農業者への周知やこれまで以上にパトロールの強化に取り組む必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成28年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・違反転用者への是正指導 ・パトロールによる違反転用の早期発見 ・広報紙で転用申請の手続きや罰則について周知
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入